

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則  
をここに公布する。

平成二十年十一月二十七日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

## 広島県人事委員会規則第二十五号

### 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理

#### に関する規則

(職員団体の登録等に関する規則の一部改正)

第一条 職員団体の登録等に関する規則(昭和四十一年広島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削る。

第四条中「法第五十四条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)第三条第一項」に改める。

別記様式第七号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和53年法律第80号)第3条第1項」に改める。

(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正)

第二条 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成七年広島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第二号中「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に改め、同条第三項第二号イ中「公益法人等派遣」を「公益的法人等派遣」に、「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に改める。

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第三条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に、「公益法人派遣条例」を「公益的法人派遣条例」に改める。

第二十三条の七第四項第三号中「公益法人派遣条例」を「公益的法人派遣条例」に、「公益法人派遣職員」を「公益的法人派遣条例第二条第一項の規定により派遣された職員(以下「公益的法人派遣職員」という。)」に改める。

第二十六条第二項及び第二十七条第八項第八号中「公益法人派遣職員」を「公益的法人派遣職員」に改める。

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第四条 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第十八号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

第三条第三項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(人事異動の取扱に関する規則の一部改正)

第五条 人事異動の取扱に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表1の項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、同表10の項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同表12の項中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、同表41の項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣法」に改め、同表62の項中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

別記様式第一号の注四4(四)中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同様式第一号の注四4(五)中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第六条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改め、「第四十一号」の下に「。以下「公益的法人派遣条例」という。」を加える。

第二十条第一項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年広島県条例第四十一号。以下「公益法人派遣条例」という。)」を「公益的法人派遣条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人派遣法」を「公益的法人派遣法」に改める。

第三十五条第一項中「公益法人派遣条例」を「公益的法人派遣条例」に改め、同条第三項中「公益法人派遣条例」を「公益的法人派遣条例」に、「公益法人派遣法」を「公益的法人派遣法」に改める。

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部改正)

第七条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項第三号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等

への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人派遣条例」を「公益的法人派遣条例」に、「公益法人派遣職員」を「公益的法人派遣職員」に改める。

(職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第八条 職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年広島県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第三号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第九条 初任給調整手当に関する規則(昭和三十六年広島県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(職員の地域手当の支給に関する規則の一部改正)

第十条 職員の地域手当の支給に関する規則(昭和四十二年広島県人事委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改め、同条第二号中「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に改める。

(職員の住居手当の支給に関する規則の一部改正)

第十一条 職員の住居手当の支給に関する規則(昭和五十年広島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第十二条 単身赴任手当に関する規則(平成二年広島県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人派遣条例」を「公益的法人派遣条例」に改め、同項第二号中「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に改め、同条第三項第一号中「公益法人派遣条例」を「公益的法人派遣条例」に改める。

別記様式第一号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」及び「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第十三条 公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成十四年広島県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則

第一条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益的法人等」を「公益的法人等」に改める。

第七条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

- 一 財団法人県民センター(昭和五十九年十一月二十日に財団法人県民センターという名称で設立された法人をいう。)
- 二 財団法人ダム技術センター(昭和五十七年九月二十四日に財団法人ダム技術センターという名称で設立された法人をいう。)
- 三 財団法人地方公務員安全衛生推進協会(平成三年三月二十日に財団法人地方公務員安全衛生推進協会という名称で設立された法人をいう。)
- 四 財団法人広島県環境保全公社(昭和五十七年四月一日に財団法人広島県環境保全公社という名称で設立された法人をいう。)
- 五 財団法人広島県教育事業団(昭和四十七年四月一日に財団法人広島県教育事業団という名称で設立された法人をいう。)
- 六 財団法人広島県教育職員互助組合(昭和三十九年五月一日に財団法人広島県教育職員互助組合という名称で設立された法人をいう。)
- 七 財団法人広島県下水道公社(昭和五十六年八月一日に財団法人広島県下水道公社という名称で設立された法人をいう。)
- 八 財団法人広島県健康福祉センター(平成二年三月二十三日に財団法人広島県健康福祉センターという名称で設立された法人をいう。)
- 九 財団法人広島県建設技術センター(平成三年三月二十五日に財団法人広島県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。)
- 十 財団法人広島県女性会議(昭和六十三年八月二十三日に財団法人広島県女性会議という名称で設立された法人をいう。)
- 十一 財団法人広島県農林振興センター(昭和三十三年九月二十五日に財団法人広島県農業開発公社という名称で設立された法人をいう。)
- 十二 財団法人ひろしま国際センター(平成元年一月十一日に財団法人ひろしま国際センターという名称で設立された法人をいう。)
- 十三 財団法人ひろしまこども夢財団(平成八年二月二十三日に財団法人ひろしまこども

も夢財団という名称で設立された法人をいう。）

十四 財団法人ひろしま産業振興機構（昭和五十八年十一月二十四日に財団法人広島県産業技術振興機構という名称で設立された法人をいう。）

十五 財団法人ひろしま文化振興財団（昭和五十四年三月二十日に財団法人広島文化振興基金という名称で設立された法人をいう。）

十六 財団法人暴力追放広島県民会議（昭和六十二年六月一日に財団法人暴力追放広島県民会議という名称で設立された法人をいう。）

十七 社団法人広島県観光連盟（平成四年四月十五日に社団法人広島県観光連盟という名称で設立された法人をいう。）

別表第二第一号中「財団法人広島県環境保健協会」の下に「（平成七年三月一日に財団法人広島県環境保健協会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第十四条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第九号ト中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人派遣条例」を「公益的法人派遣条例」に改め、同条第十号中「公益法人派遣条例」を「公益的法人派遣条例」に改める。

附則第十条第一項第三号中「公益法人派遣条例」を「公益的法人派遣条例」に改める。

附則

この人事委員会規則は、平成二十年十二月一日から施行する。